

薬食化発0128第1号

平成23年1月28日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課

化学物質安全対策室長



シアン化金カリウムの適正な管理等の徹底について

毒物及び劇物の適正な管理等の推進については、かねてより種々御配慮をわずらわせているところでありますが、本年1月、栃木県内の非鉄金属製造会社においてシアン化金カリウム 1,100g が盗難に遭った旨の届出がなされた事案等を受け、今般、警察庁生活安全局保安課長より別添のとおり依頼があったところです。

つきましては、シアン化金カリウムを取り扱っていると考えられる電気めっき事業者(毒物及び劇物取締法(昭和25年法律303号)(以下、法という。)第22条第1項に規定されている業務上取扱者のうち電気めっき事業を行うために無機シアン化合物である毒物又はこれを含有する製剤を取り扱っているものを言う。)をはじめとした毒物劇物営業者、毒物及び劇物の業務上取扱者に対する保管管理の徹底、譲渡手続及び交付制限の厳守等のより一層の指導を行う必要があるため、下記事項に御留意の上、貴管下関係業者団体に対し傘下業者へのこれらの指導内容の周知徹底を要請する等、貴管下事業者に対する指導について格段のご配慮をお願いいたします。

なお、警察庁からの依頼を受け、経済産業省製造産業局非鉄金属課より全国鍍金工業組合連合会あてに同旨の通知が発出されていることを申し添えます。

記

- 1 シアン化金カリウムは、犯罪に供用されるおそれがあることを十分認識し、盗難、紛失等を防止するための自主管理体制を強化すること。
- 2 貯蔵、保管設備の点検整備等の保管管理を徹底すること。
- 3 シアン化金カリウムの保管状況の点検、出納簿冊と物品との照合を定期的実施すること。

- 4 盗難等の事案が発生したとき又は盗難等に遭った物質が発見されたときは、直ちに保健所、警察又は消防機関に連絡すること。

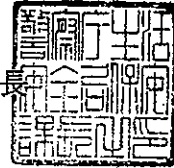


警察庁丁保発第6号

平成23年1月21日

厚生労働省医薬食品局審査管理課
化学物質安全対策室長 殿

警察庁生活安全局保安課長



シアン化金カリウムを取り扱う事業者への指導について（依頼）

去る1月7日、栃木県内の非鉄金属製造会社においてシアン化金カリウム1,100グラムが盗難に遭った旨の届出がなされたところでありますが、この他にも、昨年末に岡山県内の鍍金工場においてシアン化金カリウムが盗難被害にあったと思われる届出がなされているところであります。

ご承知のとおりシアン化金カリウムは毒物及び劇物取締法で規定する毒物であり、栃木県内で発生したシアン化金カリウムは約900人分の致死量に相当する青酸カリを含むものであり、現在、両県警察におきましては、鋭意捜査を行うとともに不測の事態に備えて警戒強化等に努めているところであります。

いずれの事案につきましても、保管管理に係る違反事項はなかったものの盗難事件が発生していることから、今後ともこの種事案が続発すると国民生活に混乱が生じるとともに国民に大きな不安感を与えることとなります。

そこで、当庁におきましては、同種事案の再発防止のため、都道府県警察を通じて鍍金工業組合等への指導等を行うこととしておりますが、貴省におかれましても、シアン化金カリウムの取扱事業者を指導監督をする都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、取扱事業者に下記の事項について指導を徹底するよう格段の御配慮をお願いします。

記

- 1 シアン化金カリウムは、犯罪に供用されるおそれがあることを十分認識し、盗難、紛失等を防止するための自主管理体制を強化すること。
- 2 貯蔵・保管設備の点検整備等の保管管理を徹底すること。
- 3 シアン化金カリウムの保管状況の点検、出納簿冊と物品との照合を定期的実施すること。
- 4 盗難等の事案が発生したとき又は盗難等に遭った物質が発見されたときは、直ちに警察に連絡すること。